

独占禁止法関連の最近の判例について

——知財民事訴訟における判断傾向を中心に——

フェアトレード委員会*

抄 録 独占禁止法においては、著作権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の権利行使や営業秘密に基づくライセンス等の権利行使について、同法の規制適用の範囲外と定めている。したがって、技術の利用に係る制限行為であっても上記の権利行使と認められるものは独占禁止法上の規制の対象外となるが、その他は原則どおり規制対象となるため、実務的には権利行使と認められるか否かの判断が大変重要となる。本稿は、独占禁止法に違反しない権利行使であると積極的に認めた最近の知財民事判例を特に分析し、適法な権利行使か否かの実務上の境界線を少しでも明らかにしようと試みたものである。

目 次

1. はじめに
2. インクタンク特許権侵害差止等事件
 2. 1 事件の概要
 2. 2 独占禁止法に関する争点と判決等概要
 2. 3 評 釈
3. 有名ブランド靴商標権侵害差止等請求事件
 3. 1 事件の概要
 3. 2 事実関係
 3. 3 判 旨
 3. 4 評 釈
4. 下水道マンホール鉄蓋損害賠償請求事件
 4. 1 事件の概要
 4. 2 事実関係
 4. 3 判 旨
 4. 4 評 釈
5. おわりに

1. はじめに

独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、以下「独占禁止法」という。）は、著作権・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の行使と認められる行為を同法の規制適用の範囲外と規定している（同21条）。また、不

正競争防止法上の営業秘密に基づくライセンス等の権利行使や、種苗法や半導体集積回路の回路配置に関する法律で定める技術に係る権利行使についても、同じく規制適用の範囲外になると解されている（公正取引委員会「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公表）。以下「知財ガイドライン」という。）。

したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、以上に掲げた権利行使と認められるものは独占禁止法の規制の対象外となるが、その他は原則どおり規制対象となる。そのため、実務においては適法な権利行使と認められるか否かの判断が重要となる。

そこで、本稿では、独占禁止法に違反しない権利行使であると積極的に認めた最近の知財民事判例を特に分析し、独占禁止法に違反しない適法な権利行使か否かの実務上の境界線を明らかにしようと試みた。

なお、本稿は2011年度フェアトレード委員会第3小委員会メンバーである、西川貴祥（凸版

* 2011年度 Fair Trade Committee

印刷), 石川芳人 (パナソニック), 大西知子 (日本触媒), 笠羽英彦 (アルプス電気), 小野田隆 (デンソー), 田原武司 (三菱電線工業) が執筆した。

2. インクタンク特許権侵害差止等事件

2.1 事件の概要

(1) インクタンク事件 その1¹⁾

インクジェットプリンタ用インクタンクに関する特許権の特許権者であるAが、特許権の実施品であるA製インクタンク(以下、「A製製品」という。)の使用済み品にインクを再充填するなどして製品化された被告製品を輸入するBに対し、特許権に基づき、被告製品の輸入、販売等の差止め及び廃棄を求めた事案である。一審の東京地裁では、「A製製品を使用後にインクを再充填してB製製品としたことが新たな生産に当たると認めることはできないので、A特許に対しては消尽が成立し、Aによる特許権の権利行使は許されない。」とし、Aの請求を棄却した。Aは一審判決を不服として知財高裁に控訴したところ、二審の知財高裁はBによるインクの再充填は再生産に該当するとして消尽を否定し、A特許権を侵害しているとし、一審判決

を取り消してAの請求を認容した。Bは二審判決を不服として上告受理を申立てたところ、最高裁は消尽の判断を一審の基準に戻しながら、インクの再充填は、新たな製造に当たるとして、上告を棄却し、二審判決を維持した。

(2) インクタンク事件 その2²⁾

インクジェットプリンタ用インクタンクに関する特許権の特許権者であるAが、Cらによる丁社製製品の輸入及び販売行為は、特許権を侵害するものであると主張して、Cらに対し、特許法100条(差止請求権)1項に基づき、被告製品の輸入、販売及び販売のための展示の差止めを求めた事案である。一審は、丁社製製品は特許の技術的範囲に属するとしてAの請求を一部認容し、二審も一審判決を維持した。

2.2 独占禁止法に関する争点と判決等概要

(1) インクタンク事件 その1

1) 争点

Bは、二審において、Aによる特許権に基づく権利行使は不当であると主張する理由の一つとして、Aのビジネスモデルを、「プリンタ本体を廉価で販売し、これを購入した顧客がA製製品を高額で購入せざるを得ないようにして、

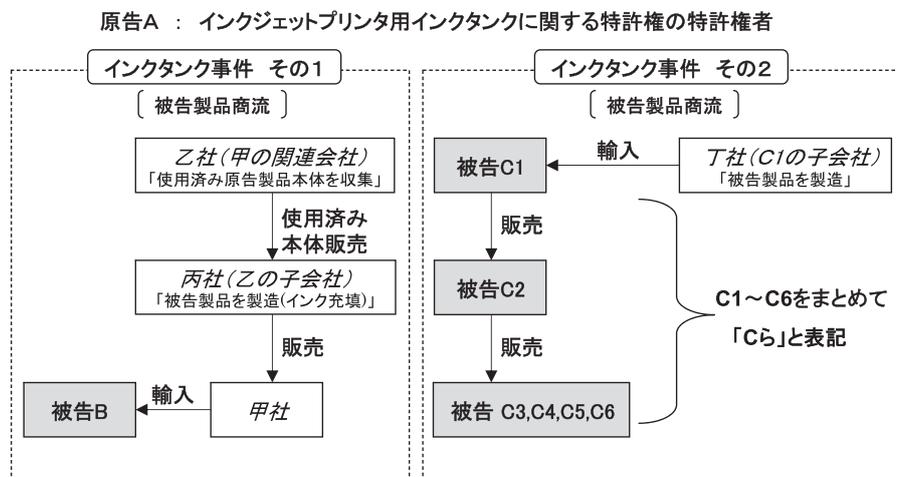


図1 インクタンク特許権侵害差止等事件

不当な利益を得ようとする」とし、Aによる特許権に基づく権利行使を認めることは、消費者の利益を害し、特許権者を過剰に保護するものであり、容認することができないと主張した。

二審では、①Bが主張するAのビジネスモデルが不当な利益を得ようとするものに該当するのか、②特許製品や他の取扱製品の価格設定が、独占禁止法等の定める公益秩序に反するものに該当するか、について争われている。

2) 裁判所の判断

二審である知財高裁は、Bより提出されたAのビジネスモデルを主張する資料は、新聞等の記事やリサイクル品の製造業者の陳述書のみであり、Aの販売するプリンタ本体の価格が不当に低く、A製製品が不当に高いことを客観的に裏付ける証拠は見当たらないと判断している。また、Aのビジネスモデルについて、「特許権者は、産業上利用することのできる発明をして公開したことの代償として、特許発明の実施を独占して利益を得ることが認められているため、特許製品や他の取扱製品の価格をどのように設定するかは、その価格設定が独占禁止法等の定める公益秩序に反するものであるなど特段の事情のない限り、特許権者の判断にゆだねられており、(本件については、独占禁止法等に違反する)特段の事情をうかがわせる証拠はない。」と判示し、最高裁もこれを支持した。

(2) インクタンク事件 その2

1) 争点

原審である東京地裁において、AがCらに対して本件特許権に基づき丁社製製品の輸入、販売等の差止めを求めることは、独占禁止法に違反し、権利を濫用するものかどうか争点となった。

2) Cらの主張

独占禁止法21条の規定は、「特許権者が特許

権の行使に名をかりて濫用的に競争制限行為に及んだ場合にまで、独占禁止法の適用を除外する趣旨ではなく、特許権を行使する行為が独占禁止法上違法で公序良俗違反と評価される場合には、その特許権の行使は、権利の濫用として許されないものである。」とし、「AによるA製製品にICチップ搭載による発光機能を付加させた行為は、A製プリンタへの誤装着による問題点(誤装着によりインクが浸透して混色が進む)の解消に実用上ほとんど意味がないにもかかわらず、本件特許権の存在を利用して技術上の必要性等の範囲を超えたものであって、①A製製品は、特定のプリンタにしか適合しないICチップを新たに搭載したインクカートリッジであり、ユーザーが互換品を使用することを妨げる特定のプリンタとの抱き合わせ商品である。②Aは、競争関係にある再生業者や互換品業者の参入を阻止するため、技術上の必要性等の範囲を超えて、ユーザーが原告以外の事業者から別のインクカートリッジを購入することを長期間にわたって不当に妨害している」とし、「独占禁止法19条の規定に違反し、公序良俗に反し、権利の濫用にあたる。」と主張した。

また、Cらは、公正取引委員会より公表された「レーザープリンタに装着されるトナーカートリッジへのICチップの搭載とトナーカートリッジの再生利用に関する独占禁止法上の考え方」³⁾を引用し、Aの行為は独占禁止法上問題となる恐れがあると主張している。

3) 裁判所の判断

原審である東京地裁は、「A製プリンタ及びA製製品は、本件特許権の明細書に記載された発明の課題を解決するために開発され、製造、販売されているものといえ、Aのかかる行為は、技術的必要性という合理的な理由に基づくものでありAが本件特許権に基づき、同特許権を侵害する丁社製製品の輸入、販売等の差止めを求めることが、権利の行使に名をかりた濫用

的なものであるということとはできない。」とし、Aの行為は特許権行使の範囲内であると判示した。控訴審である知財高裁もこれを支持した。

2.3 評 釈

インクタンク事件その1、その2では、各訴訟における直接の争点ではないが、独占禁止法について触れられている。判決結果からすると、独占禁止法21条の「特許法による権利の行使と認められる行為」に該当すると裁判所が判断したと思われる。

また、インクタンク事件その1の控訴審において、控訴人のビジネスモデルの妥当性を判断する際に、「特許製品や他の取扱製品の価格をどのように設定するかは、その価格設定が独占禁止法等の定める公益秩序に反するものであるなど特段の事情のない限り、特許権者の判断にゆだねられているということができ、本件において、そのような特段の事情をうかがわせる証拠を見いだすことはできない。」と示している。このように判断した理由として、①原告の特許権は消尽していないこと、②控訴人のビジネスモデルは、不当な利益を得ようとしていないこと、③特許製品の価格と被告製品の価格差に大差がないこと、④被控訴人は、特許発明

に関する研究開発費及び本件インクタンク本体の製造費用等の負担を免れていること、の4点が考えられる。

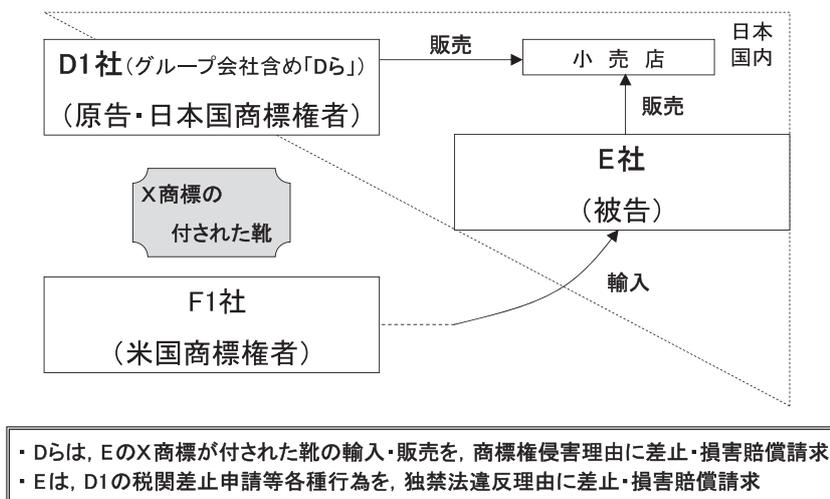
なお、本件において、特許権に基づく権利行使を認めるとの結論に至った理由は、特許権が消尽していないこと及び特許製品が第三者により特許権の本質的部分を構成する部材の一部が加工又は交換がされたものと評価されたからであり、リサイクル品の製造、販売等が一切禁止されているわけではないことには注意が必要である。

3. 有名ブランド靴商標権侵害差止等請求事件⁴⁾

3.1 事件の概要

本件における原告はD1(商標権者)、D2(D1の子会社、ブランド管理等を担当)、D3(D1の子会社、靴の製造・販売・輸出入等を担当)であり、被告はE(靴や衣服等の輸入・販売等を業とする会社)である。

本件は、米国と日本で商標権者が異なる(米国での商標権者はF1またはF2、日本での商標権者はD1)有名ブランドXを付した靴(X靴)について、F1が製造するX靴を日本に輸



入しこれを販売したと主張するEの行為が、D1の商標権を侵害するとして、原告ら(D1、D2およびD3を総称。以下「Dら」という。)がEに損害賠償及び輸入・販売等行為の差止を求めた事件を受け、自らの行為はF1製のX靴真正商品を並行輸入したものであり違法性が阻却されること等を前提に、各種独占禁止法違反行為等(詳細は「3.3 判旨」参照)があったとして、EがDらに違反行為の差止及び損害賠償等を求めた事件である。一審は、並行輸入は成立していないとしてDらの請求を認容しEの請求を棄却し、二審は一審判決を維持した。

なお、並行輸入と商標権侵害(並行輸入の抗弁における「同一人性の要件」及び「品質管理性の要件」)の論点については、原審については知財管理vol.60 No.6 p.949以降に掲載される廣田弁理士の論文を参照されたい(控訴審については判決文を参照。一部変更はあるものの、概ね原審の判断を引用している。)

3.2 事実関係

米国法人であるF2は、X靴の製造販売等を業とし、昭和39年、訴外会社を通じて日本におけるX靴の販売を開始し、日本におけるX商標権(詳細分析は割愛)を有していた。

F2は、平成13年1月に米国破産法のチャプター11に基づく申立てを行い、倒産手続が開始され、同年4月F1がX商標権を含むF2重要資産を譲り受けた。

D1は、平成13年4月、F1から日本におけるX商標権を譲り受け、移転登録手続を完了し、その後、D1は関連するX商標権を独自に出願し、商標登録を受けた。

D1は、平成14年4月10日、D2に対し、D1が現に商標権を保有し、又は将来的に商標権を保有することになるXブランドに関連するすべての商標について、その使用を独占的に許諾し、D2は、平成17年6月30日、D3に対し、

X商標を付したフットウェア全般の製造及び販売を独占的に許諾した。

Eは、遅くとも平成15年4月から現在に至るまで、X商標(又は類似する商標)を付された靴およびその包装(以下「E商品」)を輸入し、日本国内において、自らの店舗やウェブサイト直接消費者に販売するとともに、小売量販店に対して卸売販売している。また、EはE商品の広告にE標章を付して、展示、頒布、ウェブサイト提供している。E商品は、いずれもD1のX商標権の指定商品に含まれる。

3.3 判旨

判決では、Eが主張したE商品の輸入販売における真正商品としての並行輸入の抗弁、DらのEに対する商標権行使における権利濫用の抗弁、およびX商標権無効の抗弁を全て退けた上で、独占禁止法に関する各論点について、次の①～⑤のとおり判断した。これらについては、控訴審においても原審の判断をそのまま引用している。

①「競争者に対する取引妨害」であるとのE主張
仮にDらにE主張のような行為(=供給者および小売店へのE商品取扱中止の要請(不公正な取引方法・旧一般指定15項))があったとしても、並行輸入の抗弁が認められないことから、独占禁止法21条を根拠に、「これらの行為は正当な商標権行使であると認められ、独占禁止法違反に当たるものとは認められない」と判断した。

②「再販売価格の拘束」であるとのE主張
F1の商品を販売する小売店に、F1の商品をDらの商品と同一の価格で販売するように要請する行為(不公正な取引方法・旧一般指定12項)があったとのE主張については、要請の有無を判断する前に「再販売価格の拘束の行為主体は商品の供給者であって、DらはF1の商品の供給者ではないから、(中略)Eの主張に理由がない」と判断し、また、Dらの商品を一定

以上の価格で販売するよう要請があったとのE主張については、「仮に」E主張のような「行為があったとしても、それによりEの何らかの利益が害されたと認めることはできないから、上記の行為の有無について判断するまでもなく、Eの独占禁止法24条に基づく差止請求及び不法行為に基づく損害賠償請求は、いずれも理由がない」と判断した。

③「取引条件等の差別的取扱（旧一般指定4項）」、「排他条件付取引（同11項）」、「拘束条件付取引（同13項）」及び「優越的地位の濫用（同14項）」であるとのE主張

Dらの価格拘束等の指示・要請への小売店側の対応内容に基づき、Dらにおいて優遇小売店の選定・その取消、仕入れ価格の値上げ・値下げ、限定商品の納入・不納入等の不平等な取扱いがあったとするEの主張については、抽象的に①および②で説示したことを理由に、E主張には「理由がないことは（中略）明らかである」と判断した。

④「私的独占」であるとのE主張

DらがEの輸入行為について税関に輸入差止申し立てを行った行為については、並行輸入の抗弁が認められないことから、「D1による輸入差止申し立ては、商標権の正当な行使であると認められ、独占禁止法3条の私的独占の禁止にも不当な取引制限にも該当しない（独占禁止法21条）」と判断した。

⑤「不当な取引制限」、「特定の国際的契約」であるとのE主張

D1が日本国外でX靴を販売せず、F1は日本国内でX靴を販売しないことを合意し、これによりX靴の輸入品が国内市場に入っていないことになり、競争を実質的に制限することになるから、これが不当な取引制限の禁止および特定の国際的契約の禁止に違反するとのE主張については、「EによるF1製の靴の輸入販売行為に並行輸入の抗弁が認められず、商標権侵害

の違法性が阻却されない」のだから「Eの主張はその前提を欠く」と判断した。

3. 4 評 釈

本件は、D1によるEに対する商標権侵害の訴えへの抗弁として、EからD1に対し、独占禁止法違反を主張したケースである。いずれも裁判所は基本的にはEに並行輸入の抗弁を認めず、Eの行為はD1の商標権の侵害行為と認めている。その上で、独占禁止法違反の主張に対しては、全て独占禁止法に違反しない旨判断しているものの、その理由付けは類型ごとに若干異なっている。

(1) 独占禁止法21条を根拠に、正当な商標権行使の範囲内と明示したもの

まず、独占禁止法21条を明示して「Dの行為は商標権の正当な行使の範囲内であり、独占禁止法の適用除外である」としたものは、3. 3の①（E製の商品を取り扱わないよう小売店に要請することが「競争者に対する取引妨害」に該当するとの主張）及び④（税関輸入差止請求が「私的独占」に該当するとの主張）である。

①については、D1は「偽造品を販売しないよう要請したことはあるものの、F1製の商品を販売しないよう指示、要請したことはない」と反論している。仮に、D1の主張が正しいものであったとしても、裁判所は、事実認定をすることなく、E主張の行為であっても独占禁止法違反ではないと判断している。

公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」第3部第三2の(4)本文に、「商標権者は、偽物の販売に対しては商標権侵害を理由として、その販売の差止めを求めることができる。」との記載があり、これをDらの主張と照らし合わせると、F1製のXブランドの商品はF1が保有する米国商標権に基づいて製造されているため、いわゆる「偽物」と

いうことはできないものの、しかしながらD1の商標権を侵害するという「侵害品」であり、違法性という観点では共通すると考えられるから、同様の結論を導きうるものと考ええる。なお、仮に、F1の行為について並行輸入の抗弁が認められた場合には、前述の指針第3部第32の(4)(並行輸入品を偽物扱いすることによる販売妨害)の第2段落目以降に該当し、不公正な取引方法として認定される可能性もあったものと考えられる。

また、④については、D1は小売店に対する要請でもって競争者に対する取引妨害を行うだけに止まらず、税関輸入差止申出を利用してEを排除する行為が、私的独占の禁止に違反すると主張した。すなわち、差止が実現されればXブランドの商品に関する競争が排除され、結果として競争が実質的に制限される趣旨の主張であったと考えられるが、①同様、商標権の正当な権利行使の範囲内として退けられた。

なお、公的機関への申請行為と私的独占関係について述べたものとして、平成12年2月28日公取委同意審決(H新聞社事件)の事例がある。これは、H新聞社が自ら使用する予定がない(と認定された)I市での新聞発行の際に使用することが予想される商標(ex.I新聞)を多数先回り出願したとする行為が、他の排除行為と一体として排除型私的独占と評価されたケースである。

この審決事例においては、実際には商標出願にとどまり、商標登録はなされていない。仮に、審決事例において、出願者自らに商標を使用する意思があり、商標登録がなされ、かつ、他の排除行為(ex.I市内だけ原価を大幅に下回る広告料価格に設定する)もなかったとすれば、権利濫用とは評価されず、独占禁止法21条が適用され、本判決と同様の判断が導かれた可能性もあったと考えられる。

(2) Eの主張に理由がないとしたもの

次に、Eに行為差止請求権(独占禁止法24条)等の利益がないとしたものは、②(Dらによる小売店に対する「再販売価格の拘束」との主張)である。また、③(Dらによる小売店に対する「取引条件等の差別的取扱」、「排他条件付取引」、「拘束条件付取引」及び「優越的地位の濫用」との各主張)については、それより前に述べた内容を包括的に参照し、単にEの「主張に理由がない」とされた。

前者は、仮にE主張のような行為がDらに存在したとしても、それによって被害を受けるのはEではなくDらから要請を受ける立場となる個々の小売店であるから、Eには差止請求や不法行為による損害賠償請求の利益がないとしたものである。したがって、この部分については事実認定はなされていない。

また、後者については、各々理由付けは不明であるが、③のうち特に「排他条件付取引」や「拘束条件付取引」は間接的にEにも不利益が発生することも容易に考えられ、必ずしも②のような個々の小売店だけの不利益とは限定できないことから、総合的な理由付けとしたものと考えられる。

(3) 並行輸入の抗弁が成立しないので主張の前提を欠くとしたもの

最後に、並行輸入の抗弁が成立しない限り主張に理由がないとしたものは、⑤(D1とF1との契約を「不当な取引制限」、「特定の国際的契約」とした主張)である。

これについては、D1は「真正商品の並行輸入に該当することが認められて初めて成り立ちうる主張である。」とした上で、Eが引用する化合織国際カルテル事件⁵⁾について敢えて反論し、仮にEの行為が並行輸入であると認められたとしても、この審決はレーヨン糸という単一の商品市場における国際カルテルであるが、本

件は運動靴という多数の競合者がひしめく市場の中のXブランドに限る話であり「事案を異にする」としている。

裁判所は、原告主張の前半を採用し、EによるF 1製の靴の輸入販売行為について並行輸入の抗弁が認められず、商標権侵害の違法性が阻却されないので、Eの主張はその前提を欠くとした。並行輸入の抗弁が認められないのであるから、D 1とEとは商標権上において独立した主体（＝輸入品に付された商標とD 1のX商標との実質的同一性なし）とされ、この契約も、相互の商標権（D 1は日本国商標権、F 1は米国商標権）について相手方国内において相手方権利を侵害しないことを定めたものであり、相互にライセンスする関係にはなく、各々に付与されている商標権の法定行使範囲を各自自己宣言したにすぎないと概念されたのではないかと考える。

4. 下水道マンホール鉄蓋損害賠償請求事件⁶⁾

4. 1 事件の概要

本事案は、福岡県内の地方公共団体が発注するマンホールの鉄蓋に関し、当該各地方公共団体の仕様を満たすために必要な特許権等を有

し、K（被告）との間で、最高製造販売数量制限付き（詳細は後述）の通常実施権許諾契約を締結していたJ（原告）が、Kが当該数量制限を超えてマンホール鉄蓋を製造販売していたとして、Kに対し、当該契約上の債務不履行（各契約4条2項所定の、許諾数量超過分についてのJへの製造委託義務違反）に基づき、損害賠償及び遅延損害金の支払を請求した事案である。

本事案の主要な争点は、当該最高製造販売数量制限条項が独占禁止法に違反するものであり、公序良俗に反し無効であるか、という点である。

4. 2 事実関係

九州北部の地方公共団体では、Jが有する特許権等を実施したマンホール鉄蓋（以下「J鉄蓋」という。）を仕様として指定するところが多く、そのような地域では、事実上、J鉄蓋でなければ、各地方公共団体との取引の対象とならなかった。

そこで、Jは、J鉄蓋につきこのような指定を受けるに当たり、各地方公共団体との間で、当該地方公共団体がマンホール鉄蓋の製造販売業者として認定している業者（以下「認定業者」という。）に対して、自己の有する特許権等の実施許諾をする旨を約していた。

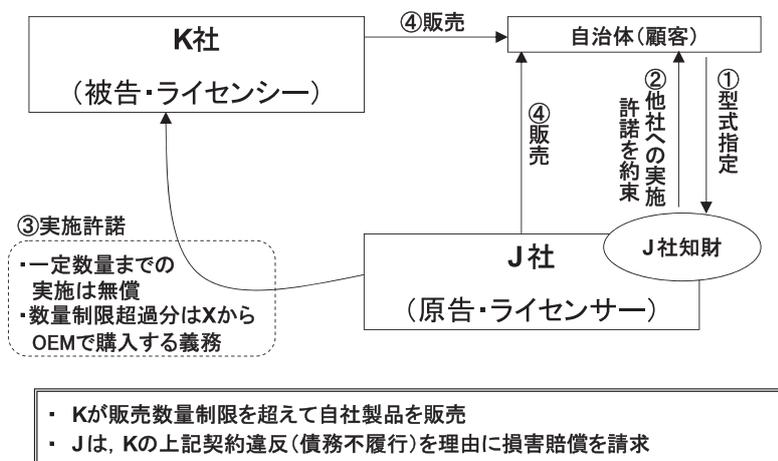


図3 下水道マンホール鉄蓋損害賠償請求事件

そして、JとKとは、平成15年5月29日に、Kが福岡市向けにマンホール鉄蓋の製造販売を行うに当たり、Jの有する特許権等に関して、次のような内容の通常実施権許諾契約を締結した。

「第2条（実施権の付与）

JはKに対し、……福岡市下水道局建設部事業調整課の仕様書又は承認図に記載の人孔鉄蓋（蓋及び受枠）（以下「本製品」という。）について、これを製造し、販売する通常実施権を付与する。

第4条（許諾数量）

- 1 Kが本契約の有効期間内に製造し、販売することのできる本製品の数量（以下「許諾数量」という。）は、380組を上限とする。
- 2 Kが前項に定める許諾数量を超えて本製品を販売する場合、Kは、その超過数量相当の本製品の製造をJに委託するものとし、Jは、Kのブランドを付した本製品をKに供給するものとする。

第6条（実施料）

Jは、Kが第4条第1項に定める許諾数量の限度内においてする本製品の製造・販売については、その実施料を請求しないものとする。」

上記契約4条1項における許諾数量の上限の組数は、Jが各地方公共団体における1年間の鉄蓋の総需要数を推定し、その推定数の75%をJ以外の認定業者数で均等割した数量を基準として、JとKとが合意して定められたものである（Kに対する許諾数量は、当該均等割による数量と完全に一致するわけではなく、その数量を若干上回る数量で合意されたものである。）。

JとKとは、福岡県内のその他の地方公共団体向けのマンホール鉄蓋についても同様の契約（許諾される特許権等、許諾数量及び有効期間の定めが異なる。）を締結していたところ、Kは、当該各契約（福岡市向けのものを含め、「本件契約」という。）での許諾数量を超えて、自

らマンホール鉄蓋を製造し、各地方公共団体に販売していた。

原審では、Jが勝訴し、その請求が（一部）認容されたため、Kが控訴した。

4. 3 判 旨

控訴審判決では、控訴人の控訴を棄却し、原審の結論を維持した上で、独占禁止法21条につき、「〔同条の〕趣旨は、業としての特許発明の実施の独占権であり……、実用新案権、意匠権等もこれと同様の実施の独占権であること……から、特許権等の権利行使と認められる場合には、独占禁止法を適用しないことを確認的に規定したものであって、発明、考案、意匠の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的……とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではないと解される」とした。また、本件契約における最高製造販売数量制限条項につき、「Jが、認定業者に対し、本件特許権等について、これを無償で実施できる上限の製造販売量を定め、この許諾数量を超える分についてはJに製造を委託することを義務付けることとして通常実施権を許諾するという方式をとること自体は、何ら不合理なものとはいえず、また、本件特許権等を無償で実施できる許諾数量の上限を、各自治体における総需要数を推定し、その一定割合をJ以外の認定業者数で均等割した数量を基礎として定めることも、それ自体不合理なものとはいえない」と判断した。

4. 4 評 釈

控訴審判決の意義は、知財高裁として、①独占禁止法21条の適用除外の意義を明らかにするとともに⁷⁾、②知的財産権の実施許諾契約における最高製造販売数量制限条項につき一定の評価を下したことにあると考える。

① 独占禁止法21条の適用除外の意義

学説上、独占禁止法の適用除外制度（独占禁止法第6章）の意義は、「創設的適用除外」（本来なら独占禁止法に違反する行為を違反でないとするもの）と「確認的適用除外」（もともと独占禁止法に違反しない行為を念のため明らかにしたもの）との区別があるとされるが⁸⁾、21条における適用除外は、後者の確認的適用除外と解することが通説的見解であるとされている⁹⁾。

すなわち、(ア) 知的財産法に基づく「権利の行使と認められる行為」には独占禁止法は適用されない、(イ) 「権利の行使と認められる行為」とは、知的財産法に基づき知的財産権を排他的に支配・利用する権利を有する者が、無権限者による知的財産権の利用を排除することを意味するのであり、このような行為に当たるかどうかは基本的には行為の外形から判断される、(ウ) また、行為の外形から「権利の行使とみられる行為」であっても、知的財産権の保護制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反する場合には、「権利の行使と認められる行為」には該当せず、独占禁止法の適用を受ける、(エ) (ウ) の判断を行うに当たっては、競争に与える影響も考慮する、(オ) (ア) から (エ) までの検討を経て独占禁止法21条の適用を受けないと判断されても、当該行為が直ちに独占禁止法に違反することを意味するわけではなく、当該行為が独占禁止法上の要件を満たす行為であるかどうかの評価が別途行われるとされる¹⁰⁾。

公正取引委員会も、独占禁止法と知的財産法との関係に関し、知財ガイドライン第2の1において、独占禁止法21条を挙げた上で、同様の考え方を示している。

控訴審判決においては、上述の学説及び公取委の考え方とおおむね同様に独占禁止法21条を解釈しており、実務上、同条の解釈基準は確立したと言えよう。

② 実施許諾契約における最高製造販売数量制

限条項の独占禁止法上の評価等

控訴審判決は、本件契約における最高製造販売数量制限につき（最高製造販売数量制限を超えても、一定の対価を支払った上で製造販売は認めるといふ、通常の制限よりは緩和されたものについてではあるが）、「何ら不合理なものとはいえず」とする一方で、「J」がその支配的地位を背景に許諾数量の制限を通じて市場における実質的な需給調整を行うなどしている場合には、その具体的事情によっては、特許権等の不当な権利行使として許諾数量制限について独占禁止法上の問題が生じ得る可能性があるといえる」としている。

この「特許権等の不当な権利行使」として裁判所が念頭に置いていたのは、Jらが過去福岡地区及び北九州地区において行っていたマンホール及び汚水柵用鉄蓋に関するカルテル事件¹¹⁾であると思われる。

すなわち、当該カルテル事件においては、Jらの公共下水道用鉄蓋の製造販売業者（当該地区における鉄蓋の全量を供給する。なお、北九州地区における事件についてはKも含まれる。）間において、当該鉄蓋の販売価格、販売先、各社の販売比率等を共同して決定し、おおむね当該決定に基づき当該鉄蓋を販売していたことが独占禁止法3条に違反するとされた。なお、この販売比率の決定に当たっては、Jが当該地区において市から指定された仕様を満たすための実用新案権を有していたことから、「Jのロイヤリティ分として一定の割合を確保した上で、残りの分につき各販売業者の均等割とする」等の決定がなされていた。

一方で、本事案においては、権利者たるJが本件契約上、(Kと協議の上) 最高製造販売数量を定め、当該数量を超える分についてJへの製造委託を義務付けることは、特許権等の実施料相当分を確保しようとしたものであり、それ自体が特許権等の権利の行使として不当なもの

ということはず、また、Jにおいて鉄蓋の価格調整を行っていることを裏付ける的確な証拠も存在しないことから¹²⁾、独占禁止法上の問題を生じないものとされた。

ライセンスから見ると、その有する知的財産権の行使の対価として市場から一定の取り分を確保するという点では、上述のカルテル事件も、本事案も同様の経済的効果をもたらすものと言える。しかし、前者はその行為の様態等から不当な取引制限に該当し、「特許権等の不当な権利行使」とされた一方、後者は「権利の行使と認められる行為」とされており、同種の事案を検討する際に参考となろう。

なお、知財ガイドライン第3の1の(1)のエでは、公共機関が調達する製品の仕様を定めて入札の方法で発注する際に、ある技術の権利者が公共機関を誤認させ、当該技術によってのみ実現できる仕様を定めさせることにより、他の入札参加事業者が当該技術の実施許諾を受けなければ仕様に合う製品を製造できない状況の下、他事業者への実施許諾を拒絶し、入札への参加ができないようにする行為は、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当し、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合は、私的独占に該当するとされている。仮に本事案においてこのような事情が認められ、かつ、一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合には私的独占の禁止（排除型私的独占）に該当する可能性もあった点については、留意が必要である。

5. おわりに

知的財産権に係わる独占禁止法上の問題は、当該製品・役務の市場における競争秩序全体から検討する必要がある。例えば、インクタンク事件の特許権および有名ブランド靴事件での商標権の行使は、当該権利行使の実態があるがゆえ独占禁止法21条の対象となりえたが、方や

3. 4 (1) で例示したH新聞社事件のような、地域の有力企業による他者排除目的であって自己による権利行使の意思および実態のない商標登録申請であれば、独占禁止法21条の適用はなされず、排除行為の一つとして評価されうるものとする。

また、下水道マンホール鉄蓋損害賠償請求事件においては、原告が有する知的財産権の実施を要する仕様を各地方自治体が決定するに当たって、原告が当該各地方公共団体に対して他の事業者へのライセンスを予め約していたことから、原告知的財産権を入札仕様に盛り込むことについては、独占禁止法上問題視されていなかった。この点についても、4. 4 ②で述べた知財ガイドライン第3の1の(1)のエが念頭に置いたと思われるPベッド事件¹³⁾のように、公共機関の入札の際の仕様決定に当たり、仮に、原告の知的財産権を実施する必要がある構造を、その旨を伏せて各地方公共団体に定めさせ、仕様決定後、他の事業者へのライセンスを拒絶し、入札への参加ができないようにしたとすれば、排除行為の一つとして評価されうるものとする。

このように、独占禁止法の規制にかからない知的財産権利行使であるかどうかを判断するに当たっては、知的財産権の行使に伴う背景・事情が大きく影響するため、今回取り上げたような民事訴訟事案、又は公正取引委員会で公表されている独占禁止法に関する相談事例集等を分析のうえ、傾向を認識することが必要とする。

特に、民事訴訟事案の場合、権利者に対して反論する者（今回取り上げた事件では何れも被告）が、権利者による独占禁止法違反を主張するケースが多いが、当該主張に係る裁判所の考え方を集約・分析することが、適法な権利行使を積極的に判断するため非常に重要になるものとする。

本稿が、独占禁止法に違反しない権利行使か否か、実務において読者各位が判断する際の一助となれば幸いである。

注 記

- 1) 最高裁平成18年(受)826号(一審・東京地裁平成16年(ワ)8557号, 二審・知財高裁平成17年(ネ)10021号)
- 2) 知財高裁平成22年(ネ)10063, 10064号(原審・東京地裁平成21年(ワ)3527, 3528, 3529, 3530, 3538, 3539号)
- 3) 平成16年10月21日公正取引委員会新聞発表(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/04.october/04102102.html>)参照(2012年1月13日現在のURL)
- 4) 東京地裁平成18年(ワ)第26725号/平成19年(ワ)第15580号(原審), 知財高裁平成21年(ネ)第10058号/第10072号(控訴審)
- 5) 公正取引委員会勧告審決昭和47年12月27日
- 6) 大阪地裁平成16年(ワ)10298号(原審)
知財高裁平成18年(ネ)10015号(控訴審)
- 7) 東京高裁において独占禁止法21条の意義を判示した裁判例として、パチスロ・パテントプール事件(東京高判平成15年6月4日最高裁HP)がある。この裁判例については、当小委員会において別途取り上げる予定である。
- 8) 白石忠志『独占禁止法〔第2版〕』(有斐閣, 2009) 379頁。
- 9) 白石・前掲注8) 380頁, 根岸哲=舟田正之『独

占禁止法概説〔第4版〕』(有斐閣, 2010) 417頁, 金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編『独占禁止法〔第3版〕』(弘文堂, 2010) 377頁。

- 10) 金井ほか編・前掲注9) 376-377頁。
- 11) 公正取引委員会審判審決平成5年9月10日(福岡地区におけるものにつき平成3年(判)第2号(審決集40巻3頁), 北九州地区におけるものにつき平成3年(判)第3号(審決集40巻29頁))。
- 12) 公正取引委員会の調査でも, J及びJの関連会社が名古屋市, 福岡市等の地方公共団体向け下水道用鉄蓋に関して, 独占禁止法3条及び19条に違反する疑いがあったとして平成17年12月以降, 審査を行っていたが, その結果, 当該疑いを裏付ける事実を認定するに至らなかったとして審査を終了している。「Jらに対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」(平成18年12月12日公正取引委員会報道発表資料(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/06.december/06121203.html>)参照(2012年1月13日現在のURL))
- 13) 公正取引委員会勧告審決平成10年3月31日(平成10年(勸)第3号)。審決集44巻362頁。同事件では, Pベッド社が, 東京都財務局発注の特定医療用ベッドの指名競争入札等に当たり, 都立病院の入札事務担当者に対し, 同社が実用新案権等を有している構造であることを伏せて仕様書に同構造の仕様を盛り込んだこと等が, 排除型私的独占に該当するとされた。

(原稿受領日 2011年12月15日)